

子吉川地域森林計画変更計画書

(子吉川森林計画区)

計画期間 [自 平成 28 年 4 月 1 日]
[至 平成 38 年 3 月 31 日]

(平成 31 年 1 月変更)

秋 田 県

変更事項及び理由

1 計画の対象とする森林の区域

- ・森林の区域の異動により市町村別の森林面積に増減があるため、森林資源の適正な把握のため地域森林計画対象森林を変更

2 森林の整備に関する事項

○委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- ・全国森林計画に即し、文言を変更

3 森林の保全に関する事項

- ・保安林等制限林の異動により市町村別の面積を変更

目 次

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
	(1) 森林の整備及び保全の目標	2
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	2
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	2
2	その他必要な事項	2
第3	森林の整備に関する事項	2
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	2
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	2
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	2
	(3) その他必要な事項	2
2	造林に関する事項	2
	(1) 人工造林に関する指針	2
	(2) 天然更新に関する指針	2
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	2
	(4) その他必要な事項	2
3	間伐及び保育に関する事項	3
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	3
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	3
	(3) その他必要な事項	3
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	3
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	3
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	3
	(3) その他必要な事項	3
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	3
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	3

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	3
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	3
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	3
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	3
(6) その他必要な事項	4
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	4
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	4
(2) <u>森林経営管理制度の活用の促進に関する方針</u>	4
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	4
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	4
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	4
(6) その他必要な事項	4
第4 森林の保全に関する事項	4
1 森林の土地の保全に関する事項	4
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	4
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	5
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	5
(4) その他必要な事項	5
2 保安施設に関する事項	5
(1) 保安林の整備に関する方針	5
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	5
(3) 治山事業の実施に関する方針	5
(4) 特定保安林の整備に関する事項	5
(5) その他必要な事項	5

3	鳥獣害の防止に関する事項	5
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	5
(2)	その他必要な事項	5
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	5
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	5
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	5
(3)	林野火災の予防の方針	6
(4)	その他必要な事項	6
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	6
1	保健機能森林の区域の基準	6
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	6
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	6
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	6
(3)	その他必要な事項	6
第6	計画量等	6
1	伐採立木材積	6
2	間伐面積	6
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	6
4	林道の開設又は拡張に関する計画	6
(1)	市町村別内訳表	6
(2)	箇所別内訳表	6
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	6
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	6
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	7
(3)	実施すべき治山事業の数量	7
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	7

第7	その他必要な事項	7
1	保安林その他制限林の施業方法	7
(1)	制限林の施業方法	7
(2)	森林の保護及び管理	7
2	その他必要な事項	7
(1)	水と緑の条例に関する事項	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

区 分		面 積 (ha)	備 考	
総 数		81,672	()内は	
市 町 村 別 内 訳	市町村名		旧市町村名	
	由利本荘市	(本 荘 市)	10,292	
		(矢 島 町)	6,735	
		(岩 城 町)	7,990	
		(由 利 町)	6,295	
		(西 目 町)	2,104	
		(鳥 海 町)	14,950	
		(東 由 利 町)	9,835	
		合計	70,260	
	にかほ市	(仁 賀 保 町)	4,141	
		(金 浦 町)	536	
		(象 潟 町)	6,735	
		合計	11,412	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。
- 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

変更なし

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

変更なし

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

変更なし

2 その他必要な事項

変更なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

変更なし

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

変更なし

(2) 天然更新に関する指針

変更なし

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

変更なし

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

変更なし

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

変更なし

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

変更なし

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

変更なし

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

変更なし

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

変更なし

(6) その他必要な事項

変更なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

変更なし

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進することとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

変更なし

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

変更なし

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

変更なし

(6) その他必要な事項

変更なし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

ア 市町村別面積

単位:ha

区分	面積	留意すべき事項
総数	20,019	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとする。 2. その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとする。
由利本荘市	15,009	
にかほ市	5,010	

注) 森林の地区は参考資料2 (5) の制限林の種類別面積と同一です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

変更なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

変更なし

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

変更なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

変更なし

(4) 特定保安林の整備に関する事項

変更なし

(5) その他必要な事項

変更なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

変更なし

(2) その他必要な事項

変更なし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

変更なし

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

変更なし

(3) 林野火災の予防の方針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

変更なし

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

変更なし

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

第6 計画量等

1 間伐立木材積とその他の伐採立木材積

変更なし

2 間伐面積

変更なし

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

変更なし

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

変更なし

(2) 箇所別内訳表（開設/新設・改築）

変更なし

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

変更なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
変更なし

(3) 実施すべき治山事業の数量
変更なし

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び
時期
変更なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 制限林の施業方法
変更なし

(2) 森林の保護及び管理
変更なし

2 その他必要な事項

(1) 水と緑の条例に関する事項
変更なし

